

## 公益財団法人 公益法人協会 第6回理事会議事録

- 1 開催場所 日本工業俱楽部 第5会議室
- 2 開催日時 平成22年3月18日(木) 14時~16時20分
- 3 理事現在数及び定足数  
現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名  
(本人出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、  
田中皓、土肥寿員、長瀧重信、福原義春、堀田力、水野淳二郎、  
宮川守久、宮川康雄  
(欠席) 山本正  
(監事出席) 高宮洋一、中田ちづ子、平川純子
- 5 議案  
第1号議案『平成22年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件  
第2号議案『平成22年度役員報酬』の件  
第3号議案『宮川守久理事に対する退職慰労金』の件  
第4号議案『顧問の選任』の件  
第5号議案『諸規程の制定及び改定』の件
- 協議事項 役員の責任限定契約について
- 報告事項
  - (1) 事業執行の状況
  - (2) 法人管理に関する報告
  - (3) 認定・認可答申の状況
  - (4) 内閣府の動向
- 6 会議の概要
  - (1) 定足数の確認等  
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
  - (2) 議案の審議状況及び議決結果等  
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。  
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。
- (決議事項)  
第1号議案『平成22年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件  
事業計画について太田理事長から、次いで収支予算書及び行政庁に提出する資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について金沢専務理事から議案説明があった。  
理事長(補足説明) : 22年度予算では、初めて受取寄附金100万円を計上したが、これは折角公益認定法人となったので寄附金控除の税制も活用させていただきたいということで、寄附の働きかけをしてみたい。また、21年度決算見込みで、管理費が事

業費の2倍になっているが、現時点では管理費の事業費への振り分けが事務的にできていないということで、もちろん決算時には調整する。

加藤理事：事業計画書の冒頭（環境認識）のところで「同党（民主党）との対話協力関係を築いていく必要があると思われる」と記述されているが、特定政党に偏していると誤解されるのは不味い。このフレーズは削除してはどうか。

理事長：公法協は不偏不党だ。確かにそのような誤解が生ずることは避けた方がよい。ご提案どおり削除したい。

堀田理事：予算書の勘定科目上会費と寄附金を別建てにしているが、税法上、会費は寄附金であるということを徹底する必要があるのでは。会費は何かの対価として払うものではない、寄附金として控除対象になるということをきちんと宣伝してはどうか。

理事長：報告事項の所で説明予定のいわゆる市民公益税制の一環として、対価性のある部分を除き、会費であっても寄附金として取り扱われることを要望する予定だが、現時点ではまだ寄附金であるとまでは言えないのでは。

堀田理事：今までの取扱いを踏まえたうえで、打ち破る必要はあるのではないか。

理事長：寄附金証明書をお渡ししても、現状では確定申告の際否認される可能性が高い。

堀田理事：証明書をいただけるのであれば申請する。否認されればそれまで。公益法人協会に迷惑はかかるない。

中田監事：企業の場合、会費なら原則全額損金算入が認められている。寄附金とすると一定限度額までとなり、かえって不利な場合が出てくる。

理事長：寄附者として念頭に置いているのは個人である。企業の場合には損金算入の幅が狭まるのは確か。また、当協会会員の大部分は公益法人等であり、会費か寄附金かということは税制上は原則関係ない。

理事長：本議案は、事業計画書のうち、加藤理事指摘箇所を削除するということで承認いただきたい。

以上審議の結果、加藤理事指摘箇所を削除の上承認することを出席理事全員一致で可決した。

## 第2号議案『平成22年度役員報酬』の件

太田理事長から、平成22年度の常勤役員に「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第3条に基づき支給する定例役員報酬について、議案の説明があった（別紙）。

宮川（康）理事：宮川（守）理事は非常勤となり定例報酬を支給せず、代わって出勤日には謝金を支払うとの説明であるが、謝金なら役員報酬から外れるということか。

理事長：定例報酬から外れるということであり、広義の役員報酬には該当するので謝金で支払うことをお認めいただきたいということである。

宮川（康）理事：支払うのは構わないのだが、金額も決めておく必要があるのではないか。

理事長：臨時的にお願いする業務内容や時間によって異なりうるので、一概に幾らということをここで示すことは難しい。その都度支払う謝金の額については理事長に一任いただくということでご了解いただきたい。

以上審議の結果、本議案については宮川(守)理事への謝金は理事長に一任することとし、その他の22年度役員報酬の支払いについては原案どおりとすることで出席理事全員一致で可決した。なお、22年度役員報酬の支給対象となる理事は、議決を回避した。

### 第3号議案『宮川守久理事に対する退職慰労金』の件

太田理事長から、平成22年4月1日をもって非常勤理事となる宮川(守)理事へ「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第7条に基づき退職慰労金80万円を支給することについて議案の説明があった。

審議の結果、原案どおり宮川(守)理事を除く出席理事全員一致で可決した。なお、宮川(守)理事は本議案時退席し、議決を回避した。

### 第4号議案『顧問の選任』の件

太田理事長から、顧問7名全員の再任及び任期(2年間)について本議案の説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第5号議案『諸規程の制定及び改定』の件

金沢専務理事から、次の規程の改定及び制定について議案説明があった。

- ①経理規程、②就業規則、③給与規程、④退職金規程（以上改定）
- ⑤再雇用規程、⑥育児休業規程、⑦介護休業規程（以上制定）

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### (協議事項)

##### ・役員の責任限定契約について

本議案につき、太田理事長より定款第40条第2項に基づいて、外部役員と協会が「損害賠償責任限定契約」を締結することができることとなっているが、これは外部役員が締結を希望される場合に締結するという趣旨であるので、ご希望があるかどうか確認したいという協議であるとの説明があった。

説明の後、責任限定契約を希望する外部役員は、3月中に当協会へ申し出て欲しい旨理事長から提案があり、了承された。

#### (報告事項)

##### (1) 事業執行の状況

###### I 普及・啓発事業（公益目的事業1）

土肥常務理事より、出版事業、インターネットを利用した各種事業及び国内外非営利組織との連携活動について、主として前回理事会以降の業務執行状況を報告した。

## II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

鈴木専務理事より、相談事業、セミナー事業、広報活動及び情報公開共同サイトに関して、主として前回理事会以降の業務執行状況を報告した。

## III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

理事長より、調査研究事業として第2次民間法・税調の審議状況並びに政府・与党に対する提言・要望活動について主として前回理事会以降の業務執行状況を報告した。また、近々要望書を提出する『市民公益税制』の一環として信託制度を活用した（仮称）特定寄附信託税制の創設ほかの税制改正要望の内容について説明があった。

### (2) 法人管理に関する報告

理事長より、会員の状況など法人管理に関する報告があった。

### (3) 認定・認可答申の状況

理事長より、2月末時点全国の認定・認可及び申請の状況について報告があった。

### (4) 内閣府の動向

理事長より、最近の政府及び公益認定等委員会の動きについて報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成22年3月30日

代表理事

太田 達男

代表理事

金沢 俊弘

監 事

高宮 洋一

監 事

中田 ちづ子

監 事

平川 純子

(別紙)

平成 22 年度役員報酬の金額等

(単位 : 円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 22 年度 年間換算 役員報酬	H 21 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	7,680,000	7,680,000	週 5 日
金沢 俊弘	26	600,000	7,200,000	7,200,000	週 5 日
鈴木 勝治	15	380,000	4,560,000	4,560,000	週 4 日
土肥 寿員	4	160,000	1,920,000	4,560,000	週 2 日

- 1 土肥常務理事の勤務日数及び俸給の変更は、通院による継続加療が必要であることにつきご本人から申し出があり、調整したことによるものである。
- 2 宮川理事は 22 年度から勤務が不定期となるため、役員報酬としては支払わず、日数に応じて謝金として支払う予定である。
- 3 なお、役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項）。